

尾張旭市監査公表第2号

平成28年12月1日付け尾張旭市監査公表第26号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年2月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部土木管理課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市有財産賃貸借契約書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。</p>	<p>指摘のありました事項について、契約書（案）に相手方の所在地、名称及び代表者名を記載しました。</p> <p>今後は、契約書（案）への相手方情報の記載漏れがないよう確認を徹底し、適正な処理を行います。</p>